

こ支障第31号
障障発0703第1号
令和5年7月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
(公印省略)

障害児支援施策と障害者施策との連携について

令和4年6月に成立した、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）、こども家庭庁の設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）において、こども家庭庁の設置及び同庁が担う具体的な事務の内容が盛り込まれ、令和5年4月1日から施行されております。

これにより、こども施策に関する総合調整権限はこども家庭庁に一元化され、厚生労働省社会・援護局が担っていた事務のうち、障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担うことになりました。一方、厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を引き続き担います。

障害児支援施策の推進にあたっては、障害児支援の一層の強化を図るとともに、障害児・者支援に支障が生じないように、国と自治体が連携して実施することが重要です。一昨年末に取りまとめられた「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）においても、「文部科学省や厚生労働省と連携し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援を充実する」こととされています。

以上を踏まえ、障害児支援施策の実施にあたっての障害者施策との連携について、下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市および中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 障害児関係施策に関するこども家庭庁・厚生労働省の所掌分担について

こども家庭庁は、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担う。一方、厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

なお、両省庁の所掌分野については、別添を参照されたい。

2. 自治体における連携体制の構築について

障害児関係施策については、障害児や保護者の意向等を踏まえ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援、保育所における支援等を提供するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等に基づき、居宅介護等の障害者及び障害児の両方を対象とする障害福祉サービス等の提供や就労支援等の障害者を対象とするサービスへの円滑な移行等を適切に行う必要がある。

障害児関係施策において、これらのこども家庭庁が所掌する制度に基づく支援及び厚生労働省が所掌する制度に基づく支援がいずれも適切に提供されるよう、それぞれの制度の担当部署や各種手続の窓口の間で情報を共有するなど、相互に連携していただくようお願いする。

(別添) 障害児関係施策に関するこども家庭庁・厚生労働省の所掌分担について

【基本的な考え方】

- こども家庭庁は、障害児の福祉の増進や保健の向上（児童福祉法に基づく障害児通所支援、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者一般に対する福祉サービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。
- なお、こども家庭庁が所管する事務の一部について、厚生労働省側に配置されたこども家庭庁併任職員が担うものもある（例えば、障害児相談について、障害者相談と一体的に厚生労働省側の併任職員が担当する等。下記表の備考欄を参照。）。

【主な事務についての所掌分担】

◎：主管省庁 ○：共管省庁

	こども家庭庁	厚生労働省	所管課	備考 (厚生労働省側に配置されたこども家庭庁併任職員が対応する場合の連絡先等)
児童福祉法に基づく福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設等）	◎		こども家庭庁 障害児支援課	
障害福祉サービス (居宅介護、短期入所等、障害児も利用できるもの)	○	◎	厚生労働省 障害福祉課 こども家庭庁 障害児支援課	
障害福祉サービス (重度訪問介護等、障害児は利用できないもの)		◎	厚生労働省 障害福祉課 ※療養介護は、従前障害児・発達障害者支援室の所管だったが、今後は厚労省所管	
障害児相談	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課相談支援係

児童発達支援管理責任者 (養成・研修に関すること)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課相談支援係 ※事業所の配置基準は、こども家庭庁専 従職員が対応
児童福祉法に基づく福祉サービ ス事業所に対する監査	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害部監査指導室
障害福祉サービス等情報公表制 度(児童福祉法関係)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害福祉課評価・基準係
障害福祉データベース(児童福 祉法関係)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	厚生労働省 障害部企画課給付管理係
補装具費支給制度	○	◎	厚生労働省 自立支援振興室 こども家庭庁 障害児支援課	
地域生活支援事業・地域生活支 援促進事業	○	◎	厚生労働省 自立支援振興室 ※個別事業については、各所管課室(障害児 のみを対象とした事業は、こども家庭庁障 害児支援課)	
自立支援医療 (育成医療等)	○	◎	厚生労働省 精神・障害保健課 こども家庭庁 障害児支援課	
児童福祉法に基づく公費負担医 療(肢体不自由児通所医療費、障 害児入所医療費)	◎		こども家庭庁 障害児支援課	
障害児向け手当 (特別児童扶養手当、障害児福 祉手当)		◎	厚生労働省 障害部企画課	
障害者手帳(療育手帳等)		◎	厚生労働省 障害部企画課	
障害者虐待の防止 (障害児に対する障害児通所支	◎	◎	厚生労働省 障害福祉課 (障害者虐待防止法に基づく平時からの対	

援、居宅介護、短期入所等での虐待)			応（虐待防止手引きの改定、研修の実施、調査等） こども家庭庁 障害児支援課 （障害児通所施設の指定基準・指導監督、個別事案への対応）	
障害者虐待の防止 （障害児に対する養護者による虐待、入所施設での虐待等）	◎		こども家庭庁 虐待防止対策課（障害児に対する養護者による虐待） 家庭福祉課（児童養護施設等における被措置児童等虐待対応（ガイドライン等）） 障害児支援課（障害児入所施設の指定基準・指導監督、個別事案への対応） ※その他、条項の内容に応じた所管課	
医療的ケア児支援法	◎		こども家庭庁 障害児支援課 ※その他、条項の内容に応じた所管課	
発達障害者支援法	○	◎	厚生労働省 障害福祉課 こども家庭庁 障害児支援課 ※その他、条項の内容に応じた所管課	

児童発達支援管理責任者研修の対応について

1. 経緯及び概要

- 児童発達支援管理責任者については、質の確保を図るべきとの声と、人員確保のため実務経験の緩和を求める声があったことを踏まえ、令和元年度に児童発達支援管理責任者として必要となる研修体系を見直し、**基礎研修修了から2年間の実務経験（実践研修受講要件）**を経た上で、**実践研修の修了を要する仕組み**とされたが、これにより児童発達支援管理責任者としての養成開始から配置されるまでに2年以上を要することとなった。

※ 従来、実務経験要件を満たす者は研修修了後に直ちに児童発達支援管理責任者として配置することが可能であった。

- この研修体系の見直しについて、一部の事業者から、児童発達支援管理責任者を直ちに確保することが困難との声があったことを踏まえ、**令和元年度からの新たな研修体系を前提とした上で、以下の対応を行うこととしている**（令和5年2月27日第135回社会保障審議会障害者部会）。

<対応内容>

- **実践研修受講要件に定める実務経験の期間**について、実務経験要件（※）を満たした基礎研修修了者が**障害児通所支援事業所等において一定の業務に従事する場合は、「2年間」ではなく、「6月以上」とする。**
- 実務経験要件（※）を満たし、人員の欠如時に既に**当該事業所に配置されている者**で、かつ、**欠如時に基礎研修修了者である者を児童発達支援管理責任者とみなして配置する場合は、実践研修修了時までみなし配置を可能**とする（最長2年間）。

（※）相談支援業務又は直接支援業務3～8年

2. 実施時期：令和5年6月31日 - 625 -

参考資料

サービス管理責任者等研修制度について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

現状及び課題

- サービス管理責任者等（児童発達支援管理責任者含む。以下同じ。）について、質の確保を図るべきとの声と、人員確保のため実務経験の緩和を求める声があったことを踏まえ、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において検討を行い、令和元年度から研修体系を見直し。
- 従来、実務経験要件を満たす者は研修修了後に直ちにサービス管理責任者等として配置することができたところ、新たな研修体系では、入口の研修である基礎研修修了後、2年間の実務経験（OJT）を経た上で実践研修の修了を要する仕組みとし、サービス管理責任者等としての養成開始から2年以上を要することとなった。
 - ※ 令和元年度以降の基礎研修修了者が実践研修を修了するまでの間の経過措置として、令和3年度までは基礎研修修了者を3年間サービス管理責任者等とみなす措置あり。
- この研修体系の見直しについて、一部の事業者から、サービス管理責任者等を直ちに確保することが困難となり、支障が生じているとの声がある。また、令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響により、都道府県が研修を延期・中止、規模を縮小しての実施とせざるを得ず、十分に研修が実施できていないといった地域もあり、事業者や自治体から令和3年度まで設けていた上記経過措置の継続や研修体系の見直しの要望がでている。
 - ※ 現行制度上、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如した場合、実務経験要件を満たす者がいる場合は、その者を1年間サービス管理責任者等とみなして配置することを認めているが、養成に2年以上を要することになったことから、当該期間中に代替のサービス管理責任者等を確保できず、サービス管理責任者等に係る人員欠如減算が適用され、運営が困難となる事業所が生じる可能性がある。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

対応（案）

- 令和元年度からの新たな研修体系を前提とした上で、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、あわせてサービス管理責任者等の人材確保を図る観点から、以下の対応を行う。

（実務経験（OJT））

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2年以上）（※1）について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者（※2）である者が障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務（※3）に従事する場合は、「6ヶ月以上」とする。

※1 現行の実務経験（OJT）は、障害福祉サービス事業所以外の施設等での障害児者への支援業務も算定可能。

※2 相談支援業務又は直接支援業務に3～8年従事している者。

※3 サービス管理責任者等が配置されている事業所において、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合や、やむを得ない事由によりみなし配置されたサービス管理責任者等として個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合を想定。

（やむを得ない事由による措置）

やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠如した場合、欠如後1年間は研修の修了状況に関わらず、実務経験要件を満たす者をサービス管理責任者等とみなして配置することを可能としている従来の措置に加え、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とする。

・ 実務経験要件を満たす者であること

・ サービス管理責任者等の欠如する以前から当該事業所に配置されている者であって、かつ、欠如時に既に基礎研修を修了しており、実践研修の受講に向けたOJTを実施中である者

※ 「やむを得ない事由」について、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である旨を周知徹底し、自治体における適切な運用を図る。

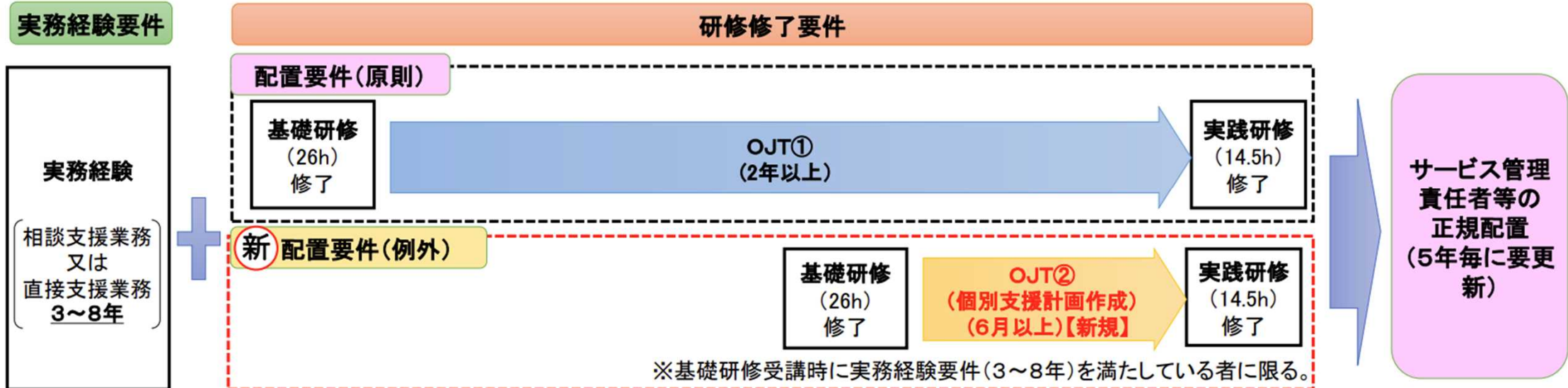
- なお、今回の研修体系の見直しの影響等については、調査研究を実施して実態を把握・検証する。

また、各都道府県に対し、必要なサービス管理責任者等の養成が行われるよう、できる限り希望者が研修を受講できるよう研修の実施を促すとともに、具体的な配置が決定しているサービス管理責任者等を優先的に受講対象とすることなどを含め周知徹底する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の対応について

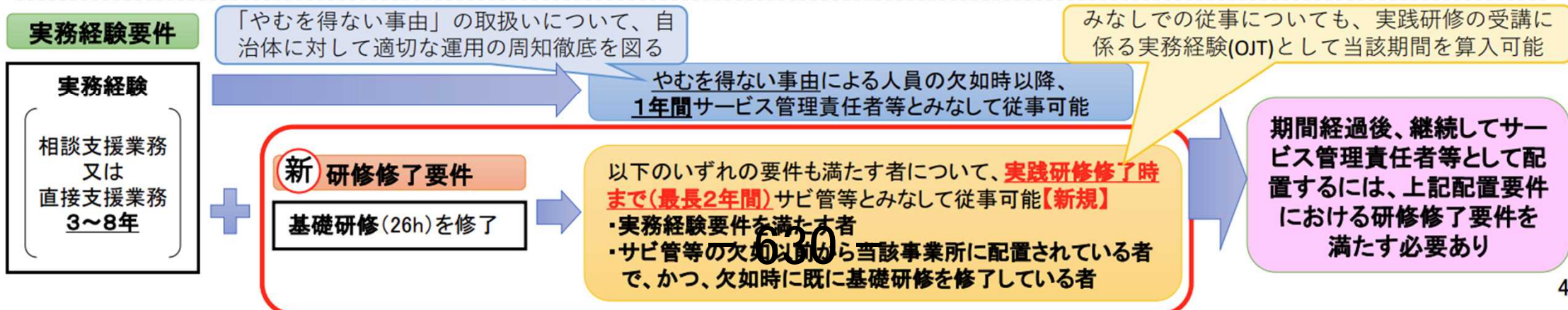
○ 実践研修受講要件としての実務経験(OJT)について、障害福祉サービス事業所等において、実務経験要件を満たした基礎研修修了者が以下の業務に従事する場合は「6月以上」の期間で実践研修の受講を可能とする

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う場合
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う場合



例外的な措置(やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いている場合)

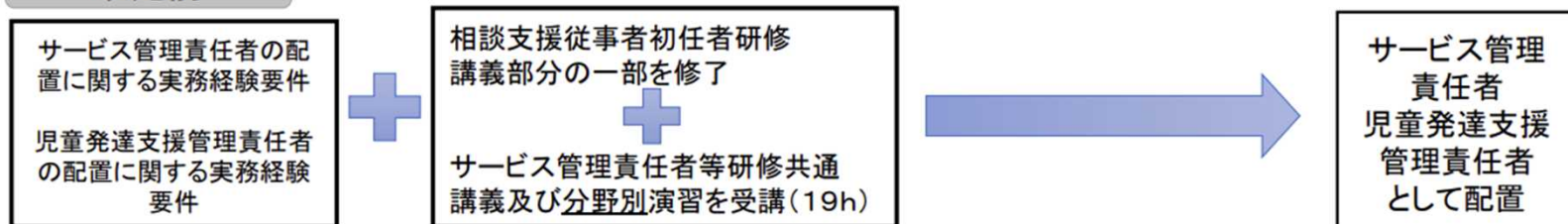
○ 実務経験要件を満たし、人員の欠如時に既に**基礎研修修了者**である者をサービス管理責任者等とみなして配置する場合は、**実践研修修了時まで**みなし配置を可能とする (最長2年間)。



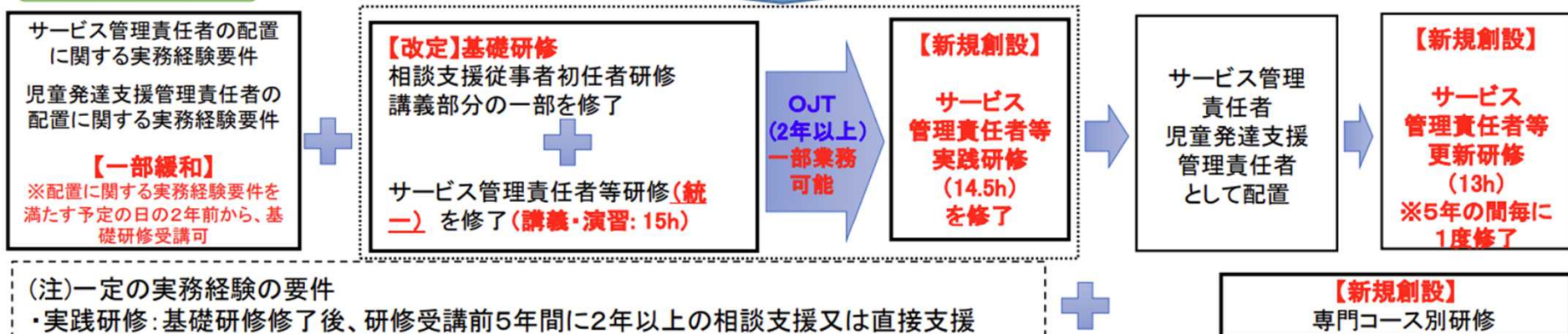
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

改定前



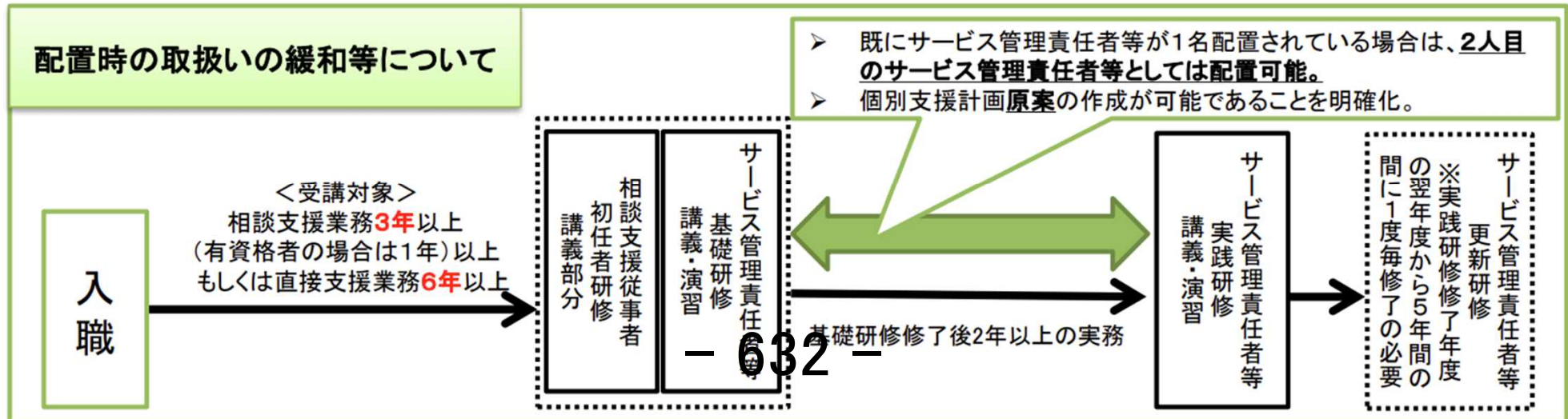
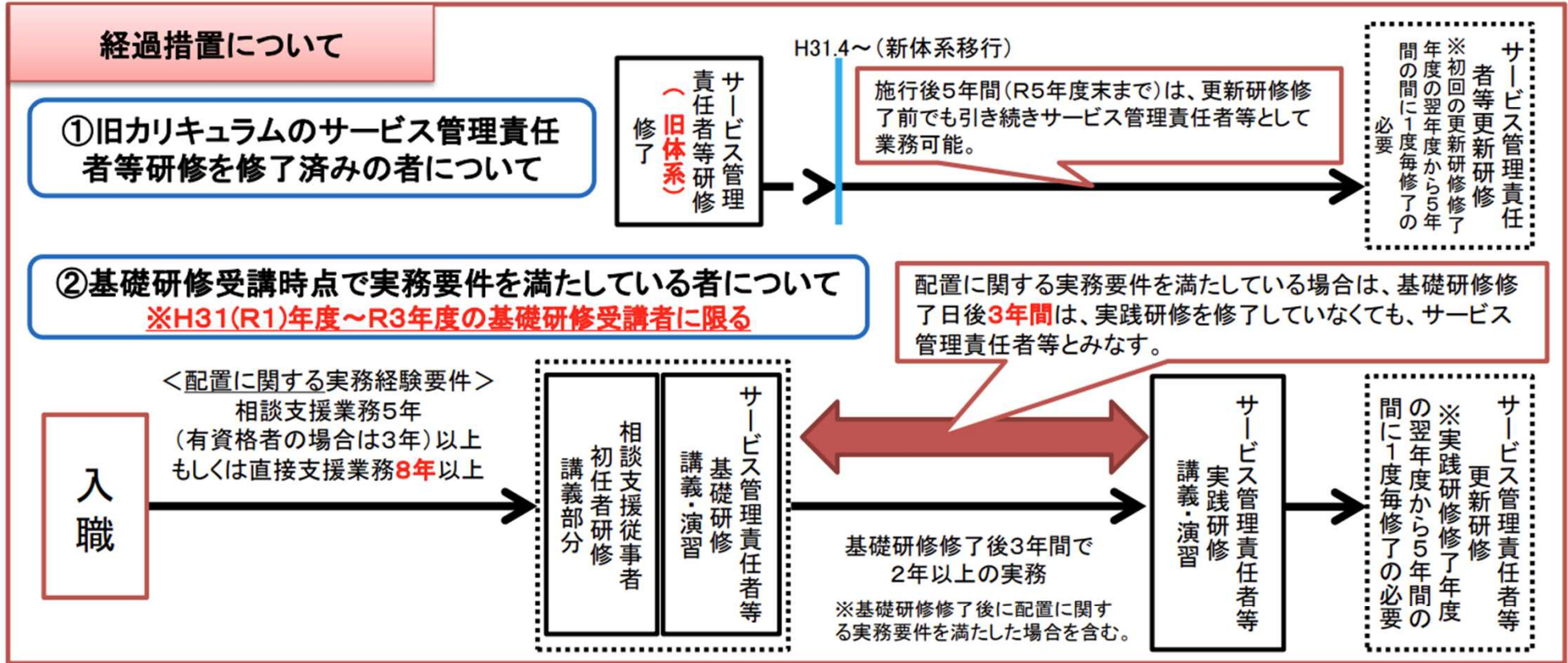
現行 H31(R1)年度～



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修:基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修:①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち共通講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 実践研修は令和3年度より実施

令和5年度までは1及び2の項目のみの実施でも可とする。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施状況

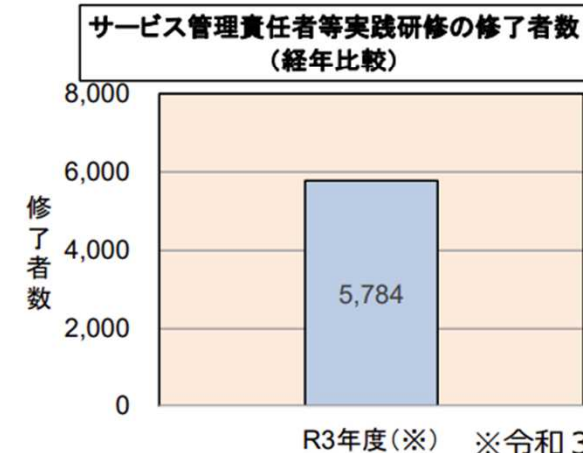
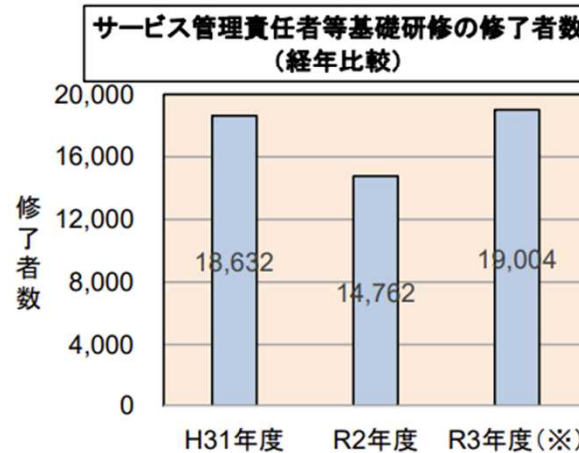
- サービス管理責任者等研修の実施状況については、これまで一定数養成してきたところ、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響により修了者数が減少したが、令和3年度は令和元年度、2年度と比較して増加。
- 修了者の中には、直ちにサービス管理責任者等として配置される予定がない者がいる一方、サービス管理責任者等として配置予定であったものが研修を受講することができなかったケースもある。

○研修の修了者数の累計

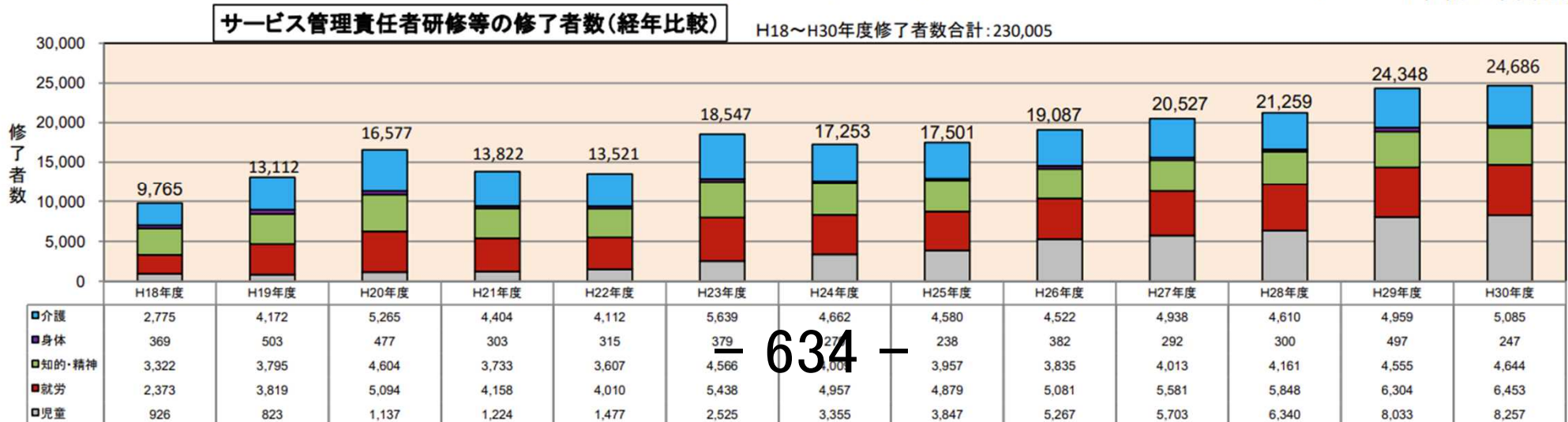
	～平成30年度	令和元年度～	計
修了者数	230,005	52,398	282,403

※平成30年度以前は、分野別カリキュラムの修了者の合計値であるため、同一の者が重複して計上されている可能性あり。
 ※令和元年度以降は、基礎研修の修了者数

○研修の修了者数の推移 (令和元年度～)



○研修の修了者数の推移 (～平成30年度)



634

障害児通所支援に関する検討会報告書
—すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて—

令和5年3月28日

障害児通所支援に関する検討会

目次

1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 障害のあるこども本人の最善の利益の保障	
(2) こどもと家族のウェルビーイングの向上	
(3) 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	
3. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備について	4
(1) 基本的な考え方	
(2) 児童発達支援センターの中核機能について	
① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	
② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)	
③ 地域のインクルージョン推進の中核機能	
④ 地域の発達支援に関する人口としての相談機能	
(3) 児童発達支援センターを中核とした地域の体制整備について	
(4) 福祉型、医療型の一元化後の方向性について	
4. 児童発達支援・放課後デイサービスについて	10
(1) 児童発達支援について	
(2) 放課後等デイサービスについて	
5. インクルージョンの推進について	16
(1) 基本的な考え方	
(2) 地域のインクルージョン推進の体制と取組について	
(3) 保育所等訪問支援について	
(4) 児童発達支援や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について	
6. 障害児通所支援の給付決定等について	19
(1) 基本的な考え方	
(2) 調査指標の見直しについて	
(3) 給付決定プロセスについて	
(4) 支援全体のコーディネート・障害児相談支援の推進について	

7. 障害児通所支援の質の向上について	21
8. おわりに	23
参考資料1 障害児通所支援に関する検討会 開催要綱	26
参考資料2 障害児通所支援に関する検討会 開催経緯	28

1. はじめに

- 障害児通所支援については、平成 24 年4月の改正児童福祉法の施行により、障害種別に関わらず、子どもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた給付体系が再編・一元化され、児童発達支援や放課後等デイサービス等が創設された。
- その後、約 10 年で児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。
- さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改革等も視野に議論がなされ、令和3年 10 月には報告書がとりまとめられた。
- 同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和3年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。
- 同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出・審議され、令和4年6月に成立、令和6年4月に施行される。
同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策の一層の推進が図られるとともに、令和5年4月にはこども家庭庁が創設され、障害児支援施策は同庁の下で子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなる。
- こうした中、令和6年4月の改正児童福祉法の施行及びこれまで整理されてきた障害児通所支援の検討の方向性について、より具体的な方策を検討するため、本検討会が開催されることとなった。本報告書は、児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の整備、児童発達支援・放課後等デイサービスのあり方、インクルージョンの推進、給付決定や支援の質の向上等に係る今後の方向性と具体的取組方策について、令和4年8月から11回にわたり重ねられた検討会の議論をとりまとめたものである。

- 本検討会には、構成員として参画した関係者の他にも、全国で障害児支援に関わってきた10の団体にヒアリングを通じて様々な意見をいただいた。各団体に改めて感謝申し上げる。

2. 基本的な考え方

- 障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」や令和3年の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書等においても示されている、障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の観点を、引き続き重視した上で、更に現在の障害児通所支援を取り巻く課題や関連する他の施策の動向等を踏まえ、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

- 児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)においては、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が、全ての子ども達が持つ基本的な柱として規定されている。それらを踏まえ、特に子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、第12条で規定されている、子どもの意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聴き、適切に考慮・反映される必要がある。
- 加えて、重視すべき視点として、第2条の差別の禁止、第6条第2項の子どもの最大限の発達保障、第23条の障害を有する子どもに対する特別の養護及び援助の在り方、第31条の子ども個々に適した余暇や遊び等を保障する権利があり、また、障害者の権利に関する条約第7条では、障害のある子どもの福祉に関する基本的視点が提示されている。
いずれも、他の子どもとの平等を基礎として、障害のある子どもも含め、すべての子どもの発達、人権及び基本的自由の保障がうたわれている。障害児通所支援を進めるにあたっては、まず、これらの視点を最優先すべきである。
- 児童福祉法第1条では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。
- また、令和5年4月に施行される子ども基本法においても、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子ども施策が基本理念として行わなければならない事項として、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること等の基本理念が示されているところである。
- 以上の観点を踏まえながら、行政と障害福祉サービス等事業所、母子保健や子育て支援を含む関係機関が連携・協働して地域の支援体制を整備し、障害の程度や家族の状況等に関係なく、

障害のある子どもと家族が地域で安心して暮らすことができ、子どもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める必要がある。

(2) 子どもと家族のウェルビーイングの向上

- 障害児通所支援は、子ども施策全体の連続性の中で、子ども家庭福祉として、各地域の中で機能を発揮してその役割と責任を果たし、子どもの権利や尊厳が尊重され、子どもの意見表明を年齢や発達段階に応じて尊重し自己実現が保障され、一人一人の多様性が尊重される中で自分らしさが発揮されるようサポートしていくことが重要である。
- また、子どもは、保護者やその家庭生活から大きな影響を受ける。保護者が子どもの障害を含め、その子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く保護者を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることも重要である。
- 子どもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、子どもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、また、各事業所や各関係機関、それぞれが非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。
- 子どもと家族の支援にあたっては、子ども自身や保護者自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち支援をすることが重要であり、子どもと家族のウェルビーイング¹の向上につながるよう、取り組んでいくことが必要である。

(3) 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

- 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、子ども達が様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要である。子ども家庭庁も創設される中で、子育て支援施策全体の連続性の中で、インクルージョン(地域社会への参加・包摂)をこれまで以上により一層推進すべきである。
- このため、障害児通所支援に携わる全ての事業所には、障害児支援だけでなく、子ども施策全体の中での連続性を意識し、子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、子どもや家族の支援にあたっていくことが求められる。

¹ WHO(世界保健機構)憲章の中で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあること(日本WHO協会:訳)」と用いられている。また、子どもの権利に関する条約の外務省訳では、「福祉」と訳されている。本検討会では、委員より、近年、主観的なウェルビーイングが重視されているとの意見もあり、例えば、身体的に満たされていない状態であっても、主観的には良い状態であるということもあり得るという意見もあった。

3. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備について

(1) 基本的な考え方

- 児童発達支援センターが障害児支援において地域の中核機能を担う上では、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の4つの機能を発揮するとともに、こどもの権利を保障していくこと、家族の不安をきちんと支えていくこと、どこの地域に生まれても大切なこどもとしてその子らしく育つことを保障していくという視点を基本におくべきである。

(2) 児童発達支援センターの中核機能について

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- 児童発達支援センターにおいては、幅広くどのような障害児についても受け入れることは前提としつつ、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害児(例えば重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、医療的ケア児等)にも対応できるようにすることが必要である。
- 児童発達支援センターにおいては、ガイドラインに定める4つの役割(本人支援・移行支援・家族支援・地域支援(地域連携))と、本人への5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)を全て含めた、総合的な支援を提供するとともに、あわせて、こどもの状態に合わせた特定の領域に対する重点的な支援も提供することを基本とすべきである。(4(1)参照)
- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を発揮するためには、こどもの発達全般や障害特性・行動特性等のアセスメントにより障害の特性や発達段階を捉えアプローチするという発達支援における基本的な支援を確実に行うとともに、こどもの今の育ちを充実させていくこととあわせて、成人期を見据えた上で乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援という観点を持って対応することも必要である。
- また、様々なこどもや家族を支えていくためには、児童発達支援センターで全てを対応するのではなく、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所と連携して支援を進めることも重要である。
- 乳幼児期は親が障害のある子を育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期でもあるため、こどもと家族を早期に漏れなくトータルに支援していくことが重要である。このため、家族関係や家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながりを含めた家庭状況等の家族の環境も含めた、総合的なアセスメントの実施を推進する必要がある。親をエンパワメントする観点から心

理カウンセリングやペアレントトレーニングなど心理面への支援についても進める必要がある。また、家族支援という観点から、障害児のきょうだいへの支援という視点も重要である。

② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能)

○ 障害児とその家族が全国どこでも一定水準以上の支援が受けられるよう、各地域において、児童発達支援センターがスーパーバイズ・コンサルテーションにより、対応が困難なこども・家族のケースをはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援を行う取組を進める必要がある。

○ 各市町村においては、巡回支援専門員整備事業²、都道府県等が実施する障害児等療育支援事業等を活用し、児童発達支援センターがスーパーバイズ・コンサルテーションを行うための体制整備を進める必要がある。また、国や都道府県は、各地域の体制整備が進むよう、財政面・ノウハウ面での支援を行う必要がある。

○ スーパーバイズ・コンサルテーションの取組は、地域全体の障害児通所支援の質の向上につながるために、地域の状況を把握し、地域でどのような支援が望まれているのか、実践知として集積し、それを地域の事業所の支援等に還元していくという視点を基本において進めていくことが重要である。

○ スーパーバイズ・コンサルテーションを行う上では、障害特性を踏まえることはもとより、子育て支援の観点を持つことも重要である。また、スーパーバイズ・コンサルテーションが有効に機能するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが重要である。

○ スーパーバイズ・コンサルテーションを行う人材に関しては、専門性やアセスメントの技術はもとより、相手方に訪問して助言・援助等を行うというスーパーバイズ・コンサルテーションそのものの技術を持つことが重要であり、これらを含めた研修や実施体制を整備する必要がある。また、スーパーバイズ・コンサルテーションを行う人材について、一定の児童発達支援の業務等の経験年数(例えば5年)や一定の研修を受けること等を設定することも重要である。

○ 児童発達支援センターは、スーパーバイズ・コンサルテーションを全てのサービス種別の障害児支援事業を対象として行うことを基本としつつ、その運営状況に応じて児童発達支援センターだけでは十分な支援ができない場合には、市町村は、都道府県とも連携しながらスーパーバイズ等で

² 令和5年度予算案では、これまでの児童発達支援センター機能強化事業と巡回支援専門員整備事業を統合し、地域障害児支援体制強化事業として、地域において児童発達支援センターの機能の強化と、巡回支援等を行なう事業としている。

きる人材をコーディネートする等、³児童発達支援センターが外部と連携しながら取り組む体制を整備することが重要である。

- スーパーバイズ・コンサルテーションの手法としては、地域の個別の事業所への訪問・相談により行うほか、事業所に対する研修の実施や事例検討会の開催なども考えられる。児童発達支援センターが、まずは地域の事業所との関係を構築し、地域の障害児支援のプラットフォームとして機能することが重要であり、児童発達支援センターの現状に応じて研修等から始めるなど段階的に取組を進めていくことが重要である。
- 事業所側を動かすことも重要であり、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインの自己評価票の項目に、コンサルテーションの実績等を確認する項目を設ける等、児童発達支援センターとの連携状況を公表する仕組みを設けることを検討すべきである。

③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

- 児童発達支援センターには、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たすことが期待される。児童発達支援センターは、専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション⁴により、保育所や放課後児童クラブ等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、併行通園や保育所等への移行を推進していくことが重要である。
- 地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たす観点からも、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援事業の指定を併せて有することを基本とするべきである。
- 各市町村においては、巡回支援専門員整備事業、都道府県等が実施する障害児等療育支援事業等を活用し、児童発達支援センターが、保育所や放課後児童クラブ等へスーパーバイズ・コンサルテーションを行うための体制整備を進めることが必要である。また、国や都道府県は、各地域の体制整備が進むよう、財政面・ノウハウ面での支援を行うことが必要である。
- 児童発達支援センターにおいて、地域全体の子ども・子育て支援施策等を適時に効果的に後方支援できるよう、国は十分かつ柔軟な人員の配置について検討すべきである。
- さらに、今後インクルージョンをより一層推進していく上では、保育所等の一般施策側の支援力の向上を図っていく必要があるが、そのためには、児童発達支援センターによる一般施策や地域

³ 例えば、放課後等デイサービスを運営していない児童発達支援センターでは、乳幼児期における支援の専門性と二次障害的なものが入る学童期・思春期における支援の専門性は異なるため、放課後等デイサービスへの助言・援助等が十分に行えないことが考えられる。この場合には、力量のある放課後等デイサービス等との連携を市町村がコーディネートすることが考えられる。その際には、都道府県による広域的な支援も重要となる。

⁴ 保育所等訪問支援は、こどもや保護者等の意向に基づき、対象となるこどもを軸に、個別的な支援を通して園や学校等として障害児を受け入れる力をつけていく手法、スーパーバイズ・コンサルテーションは、園や学校等全体に対して、インクルージョンが推進されるための環境をつくれるように働きかけることにより、園や学校等として障害児を受け入れる力をつけていく手法であり、これらを組み合わせて効果的に取組を進めていくことが重要である。

の様々な活動への後方支援の取組を強化する等、児童発達支援センターをインクルージョン推進の観点から高機能化し、地域のインクルージョン推進の拠点となるよう進めていくことが重要である。

④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- 児童発達支援センターにおいては、家族がこどもの発達に不安を感じたり、育児不安を抱えているような「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応することが必要である。その際には、支援を受けることへの不安がある家族がいることにも留意し、信頼関係を丁寧に築いて対応していくことが重要である。
- また、家族支援の観点から、ピアサポーターやペアレントメンター等の活用や、親の会との連携等により、親同士のつながりをつくる取組、仲間づくりの取組を進めることも重要である。
- 発達支援の入口としての相談対応から、適切な支援につなげていく観点からも、児童発達支援センターは、障害児相談支援事業の指定を併せて有することを基本とするべきである。また、障害特性や発達の段階に応じて適時に丁寧にモニタリングを行うことが重要である。
- 発達支援について、1歳6か月児健診、3歳児健診など母子保健施策や親子教室など子育て支援施策からつながることが多い中で、母子保健施策や子育て支援施策における対応も重要である。また、アセスメントや支援等に関する相互の情報連携や支援の連携を進める仕組みを構築することが必要である。
特に令和6年4月に創設されるこども家庭センターとの連携は重要であり、こども家庭センターで策定されるサポートプランと障害児支援利用計画との連携のあり方等も含め、具体的な方策について検討を進める必要がある。
- 各市町村は、児童発達支援センターの相談支援について、地域における、基幹相談支援センターをはじめ、委託相談支援事業、障害児相談支援事業、発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター等の障害児の相談支援に係る関係機関、母子保健施策や子育て支援施策、社会的養護施策の相談支援に係る関係機関の整備状況や機能を踏まえつつ、その機能と役割を整理するとともに、障害児とその家族に対して、関係機関が連携・協働しながら相談支援が提供される体制を整備することが重要である。

(3) 児童発達支援センターを中核とした地域の体制整備について

- 現状、児童発達支援センターの体制や地域における機能・役割は各センターで様々であるが、地域の障害児支援体制の充実に向けて、4つの中核機能⁵全てを十分に備える(4つの機能それぞれを満たしていること、障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業の指定を有すること、

5 ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能。

幅広い発達段階に対応可能であること等)児童発達支援センターを中核拠点型の児童発達支援センターとし、その整備を推進していく方向で検討していくべきである。

国は、中核拠点型の児童発達支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、人員基準や報酬について検討するとともに、児童発達支援センター向けのスタートアップマニュアルを策定し、その整備と取組を後押しすべきである。

- 人員に関して、中核機能を果たす上では、専門職の役割が重要であり、保育士、児童指導員のほかに、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師等、ソーシャルワーカー(社会福祉士等)、看護職員(看護師等)、栄養士等を配置することを基本とする方向で検討していくべきである。

一方で、質の担保を前提としつつ、持続可能な事業所運営も考慮しながら、柔軟な対応が可能となるよう、配置の仕方(基準・加算、常勤・非常勤、外部との連携、専従・兼務等)について検討する必要がある。

- 改正児童福祉法が施行される令和6年4月から、直ちに4つの中核機能を十分に備えることができない児童発達支援センターにおいては、その機能を十分に備えることができるよう、段階的に取組を進めていく必要がある。地域の児童発達支援センターが中核拠点型でない場合や、児童発達支援センターが未整備の場合は、関係機関が連携して機能を満たす体制を整備することが必要である。

- 地域の支援体制の整備は行政が主導して行うべきものであり、市町村は、地域の課題や支援ニーズ、資源を把握・分析し、障害児福祉計画で道筋を定めながら、体制の整備・充実に取り組むことが必要である。そのためには、(自立支援)協議会の下に、子育て支援、母子保健、社会的養護、学校、当事者を含めた関係機関等が参画するこどもの専門部会を設置するとともに、その機能の充実を図っていくことが重要である。また、体制の整備状況を見える化する仕組みを検討していくべきである。

また、地域資源全体のコーディネートや、支援困難事例の確実な受け入れといった観点などにも留意して、地域の支援体制の整備を進めることが重要である。

- 国と都道府県は、市町村の体制整備をしっかりと支援していくことが必要である。国は地域分析や中核拠点型児童発達支援センターの広域設置等も含めた体制整備に資する具体的な手引きを作成するとともに、各地域の体制整備の状況を把握・分析し、好事例も踏まえた助言等を行い、また、都道府県は広域調整の観点から管内市町村の連携調整や地域の実情を踏まえた体制整備の助言等を行うなど、全国すべての地域での支援体制の確保・充実に向けて取組を進めることが必要である。

- 障害児とその家族を支援していく上では、障害福祉の関係機関はもちろんのこと、子育て支援施策全体の連続性の中で、母子保健、子ども・子育て支援、教育、医療等の関係機関、また、虐待予防の視点からも、社会的養護等の関係機関(児童相談所、児童家庭支援センター等)や地域

のセーフティーネット機能である障害児入所施設やファミリーホーム等と緊密に連携・協働していくことが極めて重要であり、(自立支援)協議会(こども部会)や要保護児童対策地域協議会等も活用しながら、地域の状況に応じたネットワークを構築し、早期の段階から切れ目なく、また、こどもとその家族を中心にニーズに対して漏れなく支援する体制整備を進めていく必要がある。

その際には、母子保健における妊娠期へのサポート体制に、児童発達支援センターが参画していくことも重要である。

また、アセスメントや支援に関する情報を関係機関で共有し、こどもが成長する中でつないでいく取組を進めることも重要である。サポートファイル等の現在各地域で進められている取組を推進していくことが考えられるが、その際には、利便性の観点から ICT を活用していくことも重要である。

- 医療的ケア児については医療的ケア児支援センターや地域のコーディネーターを中心とした支援体制の整備が進められており、また、聴覚障害や視覚障害があるこどもについては、特別支援学校が地域の支援の中核的な役割を担っている場合もあることから、市町村は、障害特性等を踏まえた特別な支援体制にも留意して、都道府県と連携しながら効果的な支援体制の整備を進める必要がある。
- 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センター自身が、積極的に専門機関や専門家等からの助言等を受けることや、職員を外部研修等に参加させることで専門性の向上を図ること、積極的に外部からの評価を受けて質の向上を図っていくことも重要である。

(4) 福祉型、医療型の一元化後の方向性について

- 現在の医療型の児童発達支援センターについては、一元化後も、併設される診療所において医師の指示の下、肢体不自由児に対してリハビリテーションが提供できる仕組みを残しつつ、更に遊び等を通じた様々な領域の発達支援を行いやすい環境整備を進めるという観点から、人員基準や設備基準については、現在の福祉型を踏まえ保育士・児童指導員を手厚く配置する等の方向で検討すべきである。
- 一元化の施行にあたっては、医療と福祉の関係を改めて整理し、併設される診療所においてリハビリテーションが提供できる仕組み等について、具体的なQ&A等で改めて示し周知を図ることが重要である。
- 福祉型の3類型(障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児)についても、基本となる人員基準や設備基準、報酬等は一元化し、そのうえで、難聴児や重症心身障害児の障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討すべきである。
- 市町村が難聴児や重症心身障害児、肢体不自由児等を含めて地域の児童発達支援センターが得意とする分野を把握して、地域の体制整備に活かす仕組みを検討すべきである。

- 一元化の施行にあたっては、新たな基準等に関して、一定期間の経過措置を設けることが必要である。

4. 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

(1) 児童発達支援について

【総合的な支援と特定の領域に対する重点的な支援(特定プログラム)等】

- 児童発達支援については、ガイドラインに定める4つの役割(本人支援・移行支援・家族支援・地域支援(地域連携))と、本人への5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)を全て含めた、総合的な支援を行うことにより、包括的かつ丁寧に発達段階を見ていくことが重要である。
- 児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、全てのこどもに総合的な支援が提供されることが必要であり、全ての児童発達支援においてこれを提供することを基本とすべきである。事業所のアセスメントや支援が総合的な支援を基本とした内容となるよう、5領域とのつながりを明確化できる個別支援計画のフォーマットをガイドラインにおいて示すことなどを検討する必要がある。
- 発達支援を提供していく上で、見守りという行為は、こどもが安心・安全で有意義に過ごす場を保障するという観点から、質の高い支援を提供する土台ともなるものである。
- 乳幼児期においては包括的にこどもの発達をみていく観点が重要であるが、一方でこどもの状態に合わせて柔軟に必要な支援を提供することも重要であり、総合的な支援の提供を行いつつ、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域に対する専門的な支援(理学療法、作業療法、言語療法等)を重点的に行うという支援の在り方が考えられる。
その際には保育士、児童指導員と特定の領域に関わる専門職が、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、互いに助言し合いながらチームアプローチできる体制をとることが重要である。多職種でのチームアプローチにおいては、専門職から保育士、児童指導員が助言等を受けながら支援を行うことも想定され、そうした形も含めてチームアプローチを推奨していくことが重要である。
- 特定の領域に対する重点的な支援については、こどものアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や児童発達支援事業所の個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し計画的に実施されるようにすることが必要である。また、医療機関あるいは主治医と連携して取り組むことも重要である。
- 児童発達支援においては、将来の社会参加を促進する観点から、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目してアセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるため

の環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身に着けるための支援も重要であり、このことについてガイドラインに記載して支援の充実を図る必要がある。

- インクルージョンを推進する中で、こどもが併行通園で児童発達支援と保育所等の双方を利用している場合、総合的な支援の提供が可能となるよう、児童発達支援ガイドラインに基づく支援と保育指針等に基づく保育が、どのように関連するかをガイドラインにおいて示していくことが必要である。
- 児童発達支援事業所においても、こどもと家族の強みやニーズをトータルに把握し、児童発達支援センターや相談支援事業所と連携しながら、家族支援を進めることが必要である。
- ガイドラインで示す児童発達支援の役割・支援内容等が適切に果たされるために、重要な事項については運営基準等に位置付けることが必要である。

【ピアノや絵画等のみの指導】

- ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、こどものウェルビーイングを高めるという点において意味があるとも考えられるが、これらのみを提供する支援は、公費により負担する児童発達支援として相応しくないと考えられる。
- 児童発達支援においては、総合的な支援を提供することを前提としていることから、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。
- 適切な児童発達支援が提供されるためには、相談支援事業所がこども・保護者と協働で課題等を整理し、こどもと家族の環境をトータルに評価した上でサービス利用内容が判断されることが重要であり、障害児相談支援の充実を図っていくことが必要である。
- 習い事については、インクルージョンの推進や共生社会の実現等の観点からは、受け入れ先で合理的配慮がなされ地域の子と一緒に通うことが望ましい。児童発達支援センター等、障害児支援分野からの後方支援を進め、事業者の合理的配慮の提供やインクルージョンの取組を推進することが重要である。

【支援時間の長短等の考慮】

- 児童発達支援には、児童発達支援が生活の主軸である場合と、保育所や幼稚園等が生活の主軸である場合（併行通園で児童発達支援を利用等）があるなど、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援の内容等にも留意しつつ⁶、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要である。

⁶ 本検討会の議論の中では、こどもの状態や環境等、包括的なアセスメントを行ない、こどもの状態に合わせた発達支援が提供されることが必要であり、その上では、個別支援や集団支援を含め、様々な支援内容が考えられるとの意見があった。

【保護者の就労等への対応】

- 乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要である。
- 児童発達支援が子どもに対する発達支援を前提としていることを踏まえれば、発達支援(総合的な支援)を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。子どもと家族のアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や児童発達支援事業所の個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し実施されるようにすることが必要である。
- 預かり的な支援については、発達支援の時間帯とは別に、見守りの要素が強い時間帯となることにも留意して、評価について検討する必要がある。
また、重症心身障害児、医療的ケア児等の受け入れに関しては、身体的ケアの必要性があることから、そうした観点も踏まえて評価について検討する必要がある。
- 乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズに対応するためには、保育所等における障害児の受け入れを充実していくことが重要であり、インクルージョン推進の取組をより一層推進する必要がある。

(2) 放課後等デイサービスについて

【総合的な支援と特定の領域に対する重点的な支援(特定プログラム)等】

- 放課後等デイサービスについては、ガイドラインにおいて基本的役割(①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援)を定めた上で、4つの基本活動(①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供)を組み合わせる支援を行うことを基本としているが、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を行うことが重要であり、これを示したガイドラインに改訂する必要がある。
- また、学童期・思春期の幅広い年齢層や発達の状態、障害の多様性や関心の多様性についても対応できるよう発達段階に合わせたよりきめ細かな内容のガイドラインに改訂する必要がある。
- さらに、事業所のアセスメントや支援が総合的な支援を基本とした内容となるよう、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化できる個別支援計画のフォーマットをガイドラインにおいて示すことなどを検討する必要がある。
- 発達支援を提供していく上で、見守りという行為は、子どもが安心・安全で有意義に過ごせる場を保障するという観点から、質の高い支援を提供する土台ともなるものである。

- 総合的な支援の提供を行いつつ、その上でこどもの状態に合わせた特定の領域に対する専門的な支援(理学療法、作業療法、言語療法等)を重点的に行う場合については、こどものアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や放課後等デイサービス事業所による個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し計画的に実施されるようにすることが必要である。また、医療機関あるいは主治医と連携して取り組むことも重要である。
- 学童期・思春期になると行動上の課題がより顕在化しやすくなるため、放課後等デイサービスにおいては、将来の社会参加を促進する観点から、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目してアセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身に着けるための支援がより重要であり、このことについてガイドラインに記載して支援の充実を図る必要がある。
- 学校や家庭とは異なる場である放課後等デイサービスについては、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視すべきである。
- 学校では学年や障害種別等で学んでいるこども達が、放課後に集まり共に活動することで、お互いが緩やかにお互いの存在を認め合いながら様々な配慮ができるようになることや、仲間形成につながるという観点も踏まえることが重要である。
- 放課後等デイサービスにおいて、こどもに必要な支援を行う上では、学校との役割分担や連携が重要であることから、個別支援計画と個別の教育支援計画等を連携させる等、学校側の生活を把握しながら個々に合わせた一貫した支援を提供していくことが必要である。
- 学童期・思春期のこどもにおいては、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントできるようにしていくことが重要である。また、家庭において自分で組み立てて出来る活動を増やしていく視点が重要である。支援にあたっては、障害のことを理解しながら、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個性に寄り添って進めていくことが重要である。
- 思春期は、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてきやすい年代であり、また、高校年代になると就労への移行や進学に向けた準備もある。それぞれの年代に必要な支援内容をガイドライン等で提示し、その年代に応じた支援を推進することが必要である。
- 放課後等デイサービスにおいても、こどもと家族の強みやニーズをトータルに把握し、児童発達支援センターや相談支援事業所と連携しながら、家族支援を進めることが必要である。
思春期になると、こども本人が意見を表明し、親子の葛藤が顕著になることも多い。年代に応じた親子の関係性を踏まえた家族支援が重要である。

- ガイドラインで示す放課後等デイサービスの役割・支援内容等が適切に果たされるために、重要な事項については運営基準等に位置付けることが必要である。

【学習支援、ピアノや絵画等のみの指導】

- 学習支援、ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、こどものウェルビーイングを高めるという点において意味があるとも考えられるが、これらのみを提供する支援は、公費により負担する放課後等デイサービスとして相応しくないと考えられる。
- 放課後等デイサービスにおいては、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を提供することが重要であり、これを示したガイドラインに改訂する必要がある(再掲)。学習支援、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。
- 適切な放課後等デイサービスが提供されるためには、相談支援事業所がこども・保護者と協働で課題等を整理し、こどもと家族の環境をトータルに評価した上でサービス利用内容が判断されることが重要であり、障害児相談支援の充実を図っていくことが必要である。
- 学習塾や習い事については、インクルージョンの推進や共生社会の実現等の観点からは、受け入れ先で合理的配慮がなされ地域の子と一緒に通うことが望ましい。児童発達支援センター等、障害児支援分野からの後方支援を進め、事業者の合理的配慮の提供やインクルージョンの取組を推進することが重要である。

【支援時間の長短等の考慮】

- 放課後等デイサービスには、支援の内容や年代、利用の仕方により、支援時間に差異があることから、支援に対する人員の配置の状況や支援の内容などにも留意しつつ⁷、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行うことが必要である。

【保護者の就労等への対応】

- 学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要である。
- 放課後等デイサービスがこどもに対する支援を前提としていることを踏まえれば、総合的な支援を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。こどもと家族のアセスメントを踏まえて、相談支援事業所による障害児支援利用計画や放課後等デイサービス事業

⁷ 本検討会の議論の中では、こどもの状態や環境等、包括的なアセスメントを行ない、こどもの状態に合わせた発達支援が提供されることが必要であり、その上では、個別支援や集団支援を含め、様々な支援内容が考えられるとの意見があった。

所の個別支援計画に位置付けて実施するなど、その必要性を丁寧に判断し実施されるようにすることが必要である。

- 預かり的な支援については、発達支援の時間帯とは別に、見守りの要素が強い時間帯となることにも留意して、評価について検討する必要がある。また、重症心身障害児、医療的ケア児等の受け入れに関しては、身体的ケアの必要性があることから、そうした観点も踏まえて評価について検討する必要がある。
- インクルージョン推進の取組をより一層推進し、放課後児童クラブ、児童館、その他、民間の学習塾や習い事等における障害児の受け入れの充実を図るとともに、障害児の日中一時支援や行動援護、移動支援の推進等により、各自治体において、学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズに対応できる体制の整備を進める必要がある。

【学童期・思春期において日中の通いの場がない障害児への対応等】

- 学校には在籍しているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児については、学校の対応に加えて、放課後等デイサービスについても、休息ができ、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての役割は大きい。不安解消、社会的コミュニケーションを図れる場所として、将来の社会参加を促進するという観点からも、放課後等デイサービスにおいても教育や医療等関係機関と連携しながら支援していくことが必要である。
- そうした子どもへの支援の提供や、学校との連携を効果的に進めていく上では、ICT の活用も重要であり、取組を進めていく必要がある。
- 居宅訪問型児童発達支援については、現在の主な対象が重症心身障害児等に限定されているが、不登校等で通所が難しいこどもの場合に活用することが考えられ、支援の対象の範囲について検討を進めることが必要である。
- 学校等に進学せず(できず)、日中の通いの場がなくなっている発達支援を必要とする障害児については、日中の活動の場として、児童発達支援や「者みなし」⁸の活用ができることについて周知し、対応を進める必要がある。
- 学童期・思春期の子どもへの支援にあたっては、家庭と教育と福祉、さらには医療との連携が不可欠である。その上では、文部科学省と厚生労働省・子ども家庭庁、自治体の教育行政と福祉・医療行政が緊密に連携する体制を構築し、取組を推進していくことが重要である。

⁸ 15歳以上の場合は、日中活動の場として生活介護等の支給決定を受けることが制度上可能となっている。

5. インクルージョンの推進について

(1) 基本的な考え方

○ 共生社会の実現に向けては、社会の様々な場面で、障害児の状態や特性に応じた合理的配慮の提供を進めるとともに、保育所等の一般施策での障害児への支援力を向上させて、子育て支援施策全体の中で障害児への支援を進め、インクルージョン(地域社会への参加・包摂)をこれまで以上により一層推進していくべきである。

○ インクルージョンを推進していく上では、こどもや保護者の希望を踏まえながら、保育所や放課後児童クラブ等との併行通園や移行を推進していくことが重要となる。

障害児支援を、専門的な知識・経験に基づき、子育て支援施策側をバックアップする後方支援として位置づけ、巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援等を積極的に活用しながら、こどもや保護者、保育所等の個々のニーズに応じた丁寧な支援を行うことで、保育所等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携した支援の取組が行われる地域の体制づくりを進めていくことが重要である。

○ このため、障害児通所支援に携わる全ての事業所には、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、こどもや家族の支援にあたっていくことが求められる。(再掲)

(2) 地域のインクルージョン推進の体制と取組について

○ 児童発達支援センターには、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たすことが期待される。児童発達支援センターは、専門的な知識・経験に基づき、保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、保育所や放課後児童クラブ等における障害児の育ちの支援に協力等するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、併行通園や保育所等への移行を推進していくことが重要である。(再掲)

○ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能を果たす観点からも、児童発達支援センターは、保育所等訪問支援事業の指定を併せて有することを基本とするべきである。(再掲)

○ 各市町村においては、巡回支援専門員整備事業、都道府県等が実施する障害児等療育支援事業等を活用し、児童発達支援センターが、保育所や放課後児童クラブ等へスーパーバイズ・コンサルテーションを行うための体制整備を進めることが必要である。また、国や都道府県は、各地域の体制整備が進むよう、財政面・ノウハウ面での支援を行うことが必要である。(再掲)

○ 児童発達支援センターにおいて、地域全体の子ども・子育て支援施策等を適時に効果的に後方支援できるよう、国は十分かつ柔軟な人員の配置について検討すべきである。(再掲)

- 地域のインクルージョンの推進に向けては、児童発達支援センター等による支援のもとで、保育所や放課後児童クラブ等における障害児保育等の取組を充実していく必要がある。また、保育所等の職員研修等においてインクルージョンの推進や障害児支援に関する事項を充実させることや、環境面でのユニバーサルデザインを進めることも重要である。
- また、学童期のインクルージョンを推進していくうえでは、放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等との交流を通して、ユニバーサルな環境づくりを促進していくことも重要である。
- 学校や社会的養護における障害児支援に関する後方支援を進めることも重要である。こうした場に対する保育所等訪問支援、スーパーバイズ・コンサルテーション、研修等の取組を進めることが必要である。
- インクルージョンの推進にあたっては、幅広い地域の関係機関それぞれが理解を深め、連携・協働し、障害児支援の対応力を強化して取り組んでいく必要がある。市町村においては、障害児支援担当部門と子育て支援担当部門が連携し、地域に設置されている児童発達支援センターの機能や地域資源の状況等を踏まえながら、必要な連携体制を構築し、取組を進めていくことが必要である。
- 地域におけるインクルージョン推進の基本的な考え方や重要性を、地域の住民や関係機関等に共有していくことが重要であり、市町村は、児童発達支援センター等と連携・協働し、広報や会議、研修等の機会を活用しながら、インクルージョン推進の重要性や取組について発信・周知啓発を進めていく必要がある。
- 改正障害者差別解消法により、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されており、地域の習い事等の様々なサービスにおいても合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境を整備していくことが重要である。こうした事業者も含めて、児童発達支援センター等、障害児支援分野による後方支援を進め、インクルージョンを推進していくことが重要である。
- さらに、今後インクルージョンをより一層推進していく上では、保育所等の一般施策側の支援力の向上を図っていく必要があるが、そのためには、児童発達支援センターによる一般施策や地域の様々な活動への後方支援の取組を強化する等、児童発達支援センターをインクルージョン推進の観点から高機能化し、地域のインクルージョン推進の拠点となるよう進めていくことが重要である。(再掲)

(3) 保育所等訪問支援について

- 保育所等訪問支援については、インクルージョンを推進していく上で重要なサービスであることも踏まえ、より効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う方向で検討すべきである。

- 訪問支援員には、保育所や放課後児童クラブ、学校等が大事にしている理念や手法を尊重しながら、子どもや保育士等の困り感に寄り添いアセスメントを行い必要な手立てを考える力や、様々な子どもに対応できる力等の専門性が求められる。一定程度の障害児支援の経験年数を訪問支援員の専門性を評価する目安の一つとすることも含めて、人員配置や報酬上の評価について検討を進める必要がある。
- 保育所や放課後児童クラブ、学校等に訪問して集団生活の中での配慮された支援を行う上では、障害特性を踏まえることはもとより、訪問先でのこどもの状態や保育所等の環境等も踏まえてアセスメントを行い、必要な手立て等の専門的助言をする技術が必要であり、通所で発達支援を行うこととは異なる専門性が求められる。障害特性やこどもの状態等に応じた適切な支援を行う観点や、人材育成の観点からも、チーム(複数名)でアセスメントや一定の支援を行うことも考慮して、報酬上の評価を検討する必要がある。
- 訪問による支援とあわせて、保育所や放課後児童クラブ、学校等の支援者のサポートにあたっての情報共有・伝達の手段の一つとして ICT を活用するなど、効果的な支援としつつ現場の負担軽減につなげる方策についても、検討を進める必要がある。
- 保育所等訪問支援は、保育所や放課後児童クラブ、学校等に訪問して直接支援(行動観察や環境把握・環境調整を含む)や間接支援(カンファレンスを含む)を行う等、様々な支援が含まれており、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価を行うことを検討する必要がある。その際には、保育所等の相手先の事情により、支援内容が左右されることにも留意し、調整業務や報告書の作成、保護者への報告等、訪問先での支援時間以外の業務の実態も踏まえながら、検討を進める必要がある。⁹
- 支援が必要な期間については、こどもの状態等によって様々であり、一律に標準的な期間を設けることは困難であるが、一定期間支援を行った以降は、アセスメントやモニタリングを行い、改めて支援の必要性を判断することが重要である。その際、支援対象となるこどもの関係者等が、支援の必要性等について地域の中で話し合う場を設定することが必要である。
- 児童発達支援センター等が保育所等訪問支援等を活用して地域を支えていくため、保育所等訪問支援と児童発達支援センター等における職員配置について、支援の質の確保に必要な体制は担保しつつ、柔軟に対応できるよう配置の仕方(兼務等)について検討を進める必要がある。

(4) 児童発達支援や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進について

- インクルージョンを推進する上では、障害特性や子どもや家族の状態を踏まえつつ、通所する個々の子どもや保護者等の意向を尊重しながら取り組んでいくことが重要である。

⁹ 保育所等訪問支援については、支援時間も含め、現場によって様々な実態があるとの意見が本検討会においても挙げられており、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児の保育所等への移行支援の実態把握に係る調査研究」における保育所等訪問支援の実施状況調査結果等も踏まえながら、検討を進めていく必要がある。

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおける、併行通園や保育所等への移行の取組を進めるため、児童発達支援センターがスーパーバイズ・コンサルテーションの機会も活用しながら、インクルージョン推進の重要性やノウハウについて伝えていく取組を進めることが重要である。
- 国は、併行通園を基本とする場合（保育所等が生活の主軸となる場合、あるいは障害児通所支援が生活の主軸となる場合）、子ども子育て一般施策への完全な移行を目指す場合等の、具体的な支援のプロセスや考え方を整理したガイドラインを作成し、取組の推進を図ることが必要である。その際、アセスメントや障害児支援利用計画、個別支援計画の作成、事業所での支援において、インクルージョンの推進が考慮されるとともに、PDCA の仕組みを盛り込むことが重要である。
- 現在、障害児通所支援事業所を退所して、保育所等へ完全に移行した際には、保育・教育等移行支援加算の算定を可能としているが、一定期間にわたり継続的に行われる移行支援のプロセスについては評価の対象としていない。インクルージョン推進における移行支援のプロセスについても報酬上適切に評価していく方向で検討を進めることが必要である。

6. 障害児通所支援の給付決定等について

(1) 基本的な考え方

- 障害児通所支援の給付決定は、5領域 11 項目による調査を含め、9つの勘案事項及び障害児支援利用計画案を勘案して行うこととされており、市町村が子どもや保護者の状態等を踏まえながら、発達支援の必要性や支給量等を適切に判断していくことが重要である。
- また、給付決定後は、子ども本人やその家族のニーズ等に応じた適切な支援が提供されていくことが重要であり、給付決定の際に把握した情報を関係機関に共有し、その後の支援に活用していくことが効果的と考えられる。こうした観点からも、市町村が給付決定において、子ども本人や家庭の状況等をより丁寧に把握することを推進していくことが必要である。

(2) 調査指標の見直しについて

- 障害児通所支援の給付決定においては、現行5領域 11 項目の調査を行っているが、介助の有無や行動障害等の課題のみを把握する内容となっている。給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、子どもの発達状況等も把握できる調査指標に見直すことが必要である。
- 令和3年度障害者総合福祉推進事業「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」において整理された、6領域 20 項目（思春期は7領域 23 項目）の調査項目については、子どもの発達状況や困り感も含めて把握できる内容となっており、これを参考にしながら、現行の5領域 11 項目に代わる、新たな調査指標について検討を進めていくべきである。その際には、子どもの発達状況に加え、例えば思春期以降についてメンタルヘルスの課題等、それぞれの年代

特有の課題に係る視点等を加えていくことも検討することが考えられる。また、市町村の職員がこどもの全体像を捉えていく上で、保護者に丁寧に聞き取りを進めるためのツールと位置づけて検討していくことが重要である。

- 新たな調査指標の調査内容や調査項目数等によっては、市町村の職員の負担が大きくなることが想定される。例えば各種加算の判定との連動など、調査で得た情報の活用や ICT の活用などにより、業務負担の軽減を図ることも検討すべきである。
- 同研究において、こどもの全体像を把握する内容として整理された 10 領域 90 項目についても、その後の支援に活用する方策を検討していくことが考えられる。

(3) 給付決定プロセスについて

- こどもの状態は、保護者の状態や養育環境を含めた環境による影響も大きく、支援の必要性について判断をする上で、保護者の心身の状態、子育てで抱えている精神的な負担、それらに対する支援の状況、家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながり等、家庭の状況も丁寧に把握することが重要である。現行の給付決定においても、保護者の状況等を勘案事項として把握することとされているが、より丁寧に把握することを推進していくことが必要である。
- 気付きの段階からサポートに入ることが重要であり、母子保健施策や子育て支援施策との連携が重要である。また、令和6年4月に創設されるこども家庭センターとの連携も重要である。発達支援につながる入口ともなる、これら関係機関が有するこどもや家庭の情報を、給付決定においても活用していくことについて検討を進めていく必要がある。
- 成長・発達が著しく、ニーズの変化が大きいこどもの時期においては、こども等の状況を適時にきめ細かく把握し、それに応じた適切な支援が提供されるよう調整していくことが重要である。そのためには、市町村の給付決定において、相談支援事業所によるモニタリング期間を一律の標準期間に沿って設定するのではなく、個々の状況等に応じて丁寧に設定する等の運用の徹底を進める必要がある。国においては、モニタリング頻度を高める必要があると考えられる状態像等をより丁寧に示していくことが必要である。
- インクルージョンを推進していく上で、発達支援の入口ともなる給付決定において、子育て支援担当部門とも連携の上、地域における保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の受け入れ体制等についても、保護者に対して適切に情報提供を行なうとともに、必要に応じて子育て支援担当部門につなぐなど、一般施策での対応も考慮して給付決定していくことを推進すべきである。
- 給付決定を更新する際には、それまでの支援内容とその成果や、こどもと家庭の状況を把握し、その時点における支援の必要性や支援ニーズを踏まえて決定することが必要である。

- 給付決定については、新たな調査指標の運用、見直すべき勘案事項や留意事項等も踏まえながら、市町村によって判断のバラツキが生じにくくなるよう、給付決定事務等に関する事務要領を見直す必要がある。国においては、個々の自治体の給付決定の状況や、地域の障害児相談支援の実施状況や体制、各地域の資源の状況や取組等について把握し、好事例を示していくことや必要に応じた助言等を行なうことで、地域の実情に応じつつ、適切な給付決定に基づく質の高い支援の提供を進めることが必要である。また、自治体の負担軽減や判断のバラツキが生じにくくなるよう、共通ツールの開発やICTの活用の検討を進めていく必要がある。

(4) 支援全体のコーディネート・障害児相談支援の推進について

- 給付決定後は、子ども本人やその家族のニーズ等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われていくことが重要であるが、セルフプラン率が依然として高い現状も踏まえ、支援にあたって相談支援事業所による障害児支援利用計画の策定及びモニタリングが行われるよう取組を進める必要がある。特に、一月あたりの利用必要日数が多い場合や複数の事業所を併用する場合、医療的ケア児などケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合等には、子どもの状況等に応じたコーディネートが行われる必要があり、相談支援事業所による支援を進めることが必要である。
- 障害児相談支援については、気付きの段階から子どもや家族に対する相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、支援の質と量を確保する観点から、市町村及び都道府県においては、障害児福祉計画で道筋を定めながら、計画的な整備と人材育成を進めていくことが必要である。
- また、国においては、現状、障害児相談支援の資源が十分ではない状況にあることを踏まえ、障害児相談支援の推進とあわせて、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討し、対応を進めていく必要がある。その上では、障害児支援利用計画や個別支援計画を関係事業所間で共有していくことも重要である。

7. 障害児通所支援の質の向上について

- 地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、都道府県、市町村や児童発達支援センター、事業者、障害児関係団体等が地域で連携して研修や支援困難事例の共有・検討を進めていくことが必要である。
- 地域の障害児支援の質の向上を図るための研修等の取組は、市町村が企画し児童発達支援センターや基幹相談支援センター等の地域の中核機関と連携して進めていくことが重要である。また、郡部や町村部においては広域での連携が必要であり、都道府県が広域調整や全域での企画を行うなどその役割を果たすことが重要である。

- 市町村においては、(自立支援)協議会の下に子ども部会を設置し、個別事案の検討等を通じて地域の課題を把握・分析しながら、支援体制の充実と地域の障害児支援の質の向上に取り組んでいくことが重要である。児童発達支援センターは、子ども部会等に参画して支援困難事例や地域課題の共有等を行うとともに、そうした場での関係機関による議論や検討を踏まえながら、地域の障害児支援の質の向上を図るための取組を進めることが重要である。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーションを積極的に進めていくことが必要である。また、事業所側を動かすことも重要であり、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票の項目に、コンサルテーション実績等を確認する項目を設ける等、児童発達支援センターとの連携状況を公表する仕組みを設けることを検討すべきである。

さらに、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、児童発達支援センター自身が、積極的に専門機関や専門家等からの助言等を受けることや、職員を外部研修に参加させることで専門性の向上を図ること、積極的に外部からの評価を受けて質の向上を図っていくことも重要である。(再掲)
- 障害児支援の質の底上げに向けて、児童発達支援センターが中心となり、地域の事業所の自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所がお互いの効果的な取組を学び合う取組を推進することが必要である。国においては、効果的な実施方法等を含めた自己評価・保護者評価の活用に関する手引きを作成し、全国各地域での取組を進めることが必要である。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票・保護者評価票については、第三者による外部評価に関する研究の報告¹⁰等も参考にしつつ、各ガイドラインの見直しとあわせて改善を図るとともに、運営基準等において実施方法を明確化し、運用の標準化と徹底を図ることが必要である。
- 障害児通所支援の質の確保・向上につなげる観点から、自己評価票・保護者評価票について、集約・分析し、その結果を公表するなど、より良い支援に向けた事業所の気付きや事業所間の切磋琢磨につながるような、効果的な活用方策や公表の仕方について検討を進める必要がある。
- 第三者による外部評価については、評価とあわせて改善のためのコンサルテーションが行われることが、質の確保・向上につなげていく上で有効とも考えられる。各自治体における社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価等の取組を進めるとともに、児童発達支援センター等によるスーパーバイズ・コンサルテーションの取組を推進していくことが重要である。

¹⁰ 令和元年度障害者政策総合研究事業「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」

- 自己評価・保護者評価、第三者による外部評価を行う際には、評価の透明性を確保していくことが重要である。
- 児童福祉法に基づく障害福祉サービス等情報公表制度等も活用しながら、事業所の支援の方針やサービスの内容・特色、人材の状況も含めた支援体制等の情報の把握と公表を進め、各事業所の支援の見える化を進めることが重要である。その際には、支援を受けるこどもや保護者が、その情報にアクセスしやすい仕組みを構築することも重要である。
- 障害児支援にあたる人材の育成を充実させることが急務である。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、こどもの権利、発達支援、家族支援、地域支援、虐待予防等の内容についての基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築や、人材確保の観点からも、キャリアアップの仕組みの構築を進めることが必要である。研修の具体化にあたっては、座学のみではなく、実践・OJT を組み合わせた研修体系とすることや、ICT や動画コンテンツの活用を進めることも重要である。
- 上記研修との関連も含め、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員の研修体系についても、障害児支援を行うために必要な専門性をより向上させるよう、研修内容の充実に向けて検討を進めることが必要である。その際には、研修機会を適切に確保していくことも重要である。
- 聴覚障害児や視覚障害児、重症心身障害児や医療的ケア児、強度行動障害を有する児等への支援に関する専門的な研修の実施を進めていくことも重要である。
- さらに、地域の障害児通所支援の質の確保・向上や、障害児支援から一般施策への後方支援の強化によるインクルージョンの推進の観点から、スーパーバイズ・コンサルテーションを行う人材育成のための研修の実施を進めていくことも重要である。
- 障害児通所支援の質の確保・向上に向けては、アセスメントの手法や個別支援計画等の標準化を進めていくことが重要であり、手引きやガイドラインの充実や、現場で使用しやすいという観点も踏まえながら、フォーマットの統一化について対応を進めていくことが必要である。
- 障害児通所支援の質の確保・向上に向けては、現場の業務負担を軽減していくことも重要であり、ICT の活用や文書量削減、会議の合理化等の取組を進めることも検討していく必要がある。

8. おわりに

- 本検討会では、平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」や令和3年の「障害児通所支援の在り方に関する検討会」の報告書の方向性を踏まえつつ、障害児通所支援の今後の方向性と具体的取組方策について議論を行った。これらの議論と本報告書を踏まえ、国においては、

次期障害児福祉計画策定、次期報酬改定等において、できる限り実現が図られるよう、検討を進めるべきである。

- 市町村においては、障害児とその家族に対して必要な支援が適時に確実に行われるよう、地域の支援体制を関係機関との連携の下で整備・充実させ、早期に切れ目なく支援を届けるとともに、適切な給付決定や支援のコーディネート、支援の質の確保・充実の取組を進めることが求められる。

都道府県においては、市町村の取組が着実に進められるよう支援するとともに、広域的な視点からの調整や人材の確保育成等の取組を進めることが求められる。

国においては、市町村や都道府県の取組について、財政面・ノウハウ面からの支援を進めるとともに、各地域の支援体制の状況や取組等を把握・分析し、きめ細やかに助言等を行うなど、全国すべての地域での支援の確保・充実が図られるよう、取組を進めることが求められる。

さらに、地域で支援にあたる関係者や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の事業者は、それぞれの役割と機能を果たすとともに、子どもと家族を中心に緊密に連携し、子どもの最善の利益を図りながら支援を進めていくことが求められる。

- 令和5年4月には子ども家庭庁が創設される。障害児支援施策が厚生労働省から子ども家庭庁に移管され、子育て支援施策の中で一体的に推進されることにより、インクルージョンのより一層の推進が期待される。これを契機として、障害児支援施策として、専門的な児童発達支援の提供とあわせて、保育所等の一般施策や地域の様々な活動への後方支援の取組を強化し、共生社会の実現に向けて、子どもが障害の有無にかかわらず共に育つことができる環境づくりを進めていくべきである。

また、さらに視点を広げて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会¹¹の実現という観点から、高齢者介護などの他分野との連携・協働の中で、障害児支援施策を進めていくことも重要である。

- 一方で、障害者支援施策を厚生労働省が引き続き所管する中では、厚生労働省と子ども家庭庁が緊密に連携し、ライフステージで途切れることなく、乳幼児期から成人期まで切れ目なく支援が行われるとともに、障害福祉全体としての継続性・一体性を持った施策となるよう取り組んでいくことが求められる。また、医療ニーズに適切に対応していく上でも、厚生労働省との緊密な連携が求められる。

- 今後、子ども家庭庁の下で、子ども基本法を踏まえながら、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「子どもまんなか社会」)、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、その健やかな成長を社会全体で後押しする取組の推進が図られることになる。

¹¹ 高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会

本報告書を受けて、こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省等の関係省庁、自治体、支援者・事業者等の関係者が一丸となって、こどもの声を真摯に受け止めながら、こどもを真ん中においた取組・支援を推進し、こどもと家族のウェルビーイングの向上、共生社会の実現に大きくつながっていくことを強く期待する。

障害児通所支援に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

平成 24 年4月施行の改正児童福祉法等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。これにより、身近な地域で障害児支援が受けられるようになったものの、昨今の状況の変化（発達障害の認知の広がりや女性の就労率の増加等）などに伴い、利用者数の増加とともに利用者像も変化しており、障害児通所支援の現状は、こうした変化に十分対応しているのか、また、多様な主体の参入等もあいまって、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題となっていた。

こうした現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、令和3年 10 月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を踏まえた社会保障審議会障害者部会の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理」(令和3年 12 月 16 日)を受け、今般児童福祉法改正を行ったが、同改正法の施行及びその他必要な事項について具体的に検討を行うために「障害児通所支援に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 障害児通所支援に関する事項について
- (2) その他

3. 構成等

- (1) 本検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、障害児通所支援等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会に、座長及び座長代理を置く。
- (4) 本検討会の座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。
- (6) その他、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (2) 本検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

障害児通所支援に関する検討会 構成員名簿

(令和4年8月4日現在)

	構成員名	所属等
○	1 有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	2 稲田 尚子	帝京大学文学部 准教授
	3 井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 教授
	4 内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	5 小川 陽	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長
	6 小野 善郎	和歌山県精神保健福祉センター 所長
	7 加藤 正仁	一般社団法人全国児童発達支援協議会 会長
	8 北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 副会長
	9 木村 真人	一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会 事務局長
	10 小船 伊純	白岡市健康福祉部保育課 課長
◎	11 田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
	12 中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 理事・障害福祉事業部会部会長
	13 福原 範彦	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
	14 又村 あおい	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
	15 松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	16 米山 明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事

(五十音順、敬称略、◎は座長、○は座長代理)

障害児通所支援に関する検討会 開催経緯

第1回 令和4年8月4日(木)

- (1) 主な検討事項について
- (2) 今後の検討の進め方等について
- (3) その他

第2回 令和4年8月30日(火)

- (1) 団体ヒアリング
 - ・ 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会
 - ・ 一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
 - ・ 一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
 - ・ 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
 - ・ 全国発達支援通園事業連絡協議会
 - ・ 認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク
 - ・ 一般社団法人日本自閉症協会
- (2) その他

第3回 令和4年9月29日(木)

- (1) 団体ヒアリング
 - ・ 障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会
 - ・ 全国肢体不自由児者父母の会連合会
 - ・ 日本ダウン症協会
- (2) 児童発達支援センターの主な検討事項について
- (3) その他

第4回 令和4年10月25日(火)

- (1) 子ども・子育て一般施策等への移行等について
- (2) 障害児通所支援の調査指標について
- (3) その他

第5回 令和4年11月21日(月)

- (1) 児童発達支援センターについて②
- (2) 子ども・子育て一般施策等への移行等について②
- (3) 障害児通所支援の質の向上の主な検討事項(案)について
- (4) その他

第6回 令和4年12月14日(水)

- (1) 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの主な検討事項について
- (2) その他

第7回 令和5年1月11日(水)

- (1) 児童発達支援事業・放課後等デイサービスについて②
- (2) その他

第8回 令和5年1月25日(水)

- (1) 構成員ヒアリング
- (2) 障害児通所支援の調査指標について②
- (3) その他

第9回 令和5年2月6日(月)

- (1) 報告書(素案)について
- (2) その他

第10回 令和5年2月24日(金)

- (1) 報告書(案)について
- (2) その他

第11回 令和5年3月14日(火)

- (1) 報告書(案)について
- (2) その他

児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の利用について

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:30.2%、児童養護施設:36.7%/平成29年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大(平成30年度~)

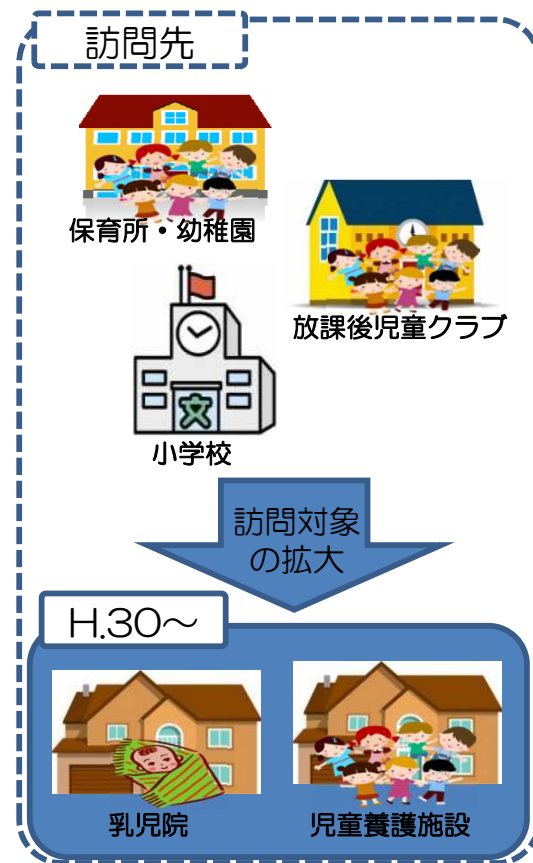
- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加

※平成29年度以前、以下の施設に通う障害児が対象

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)

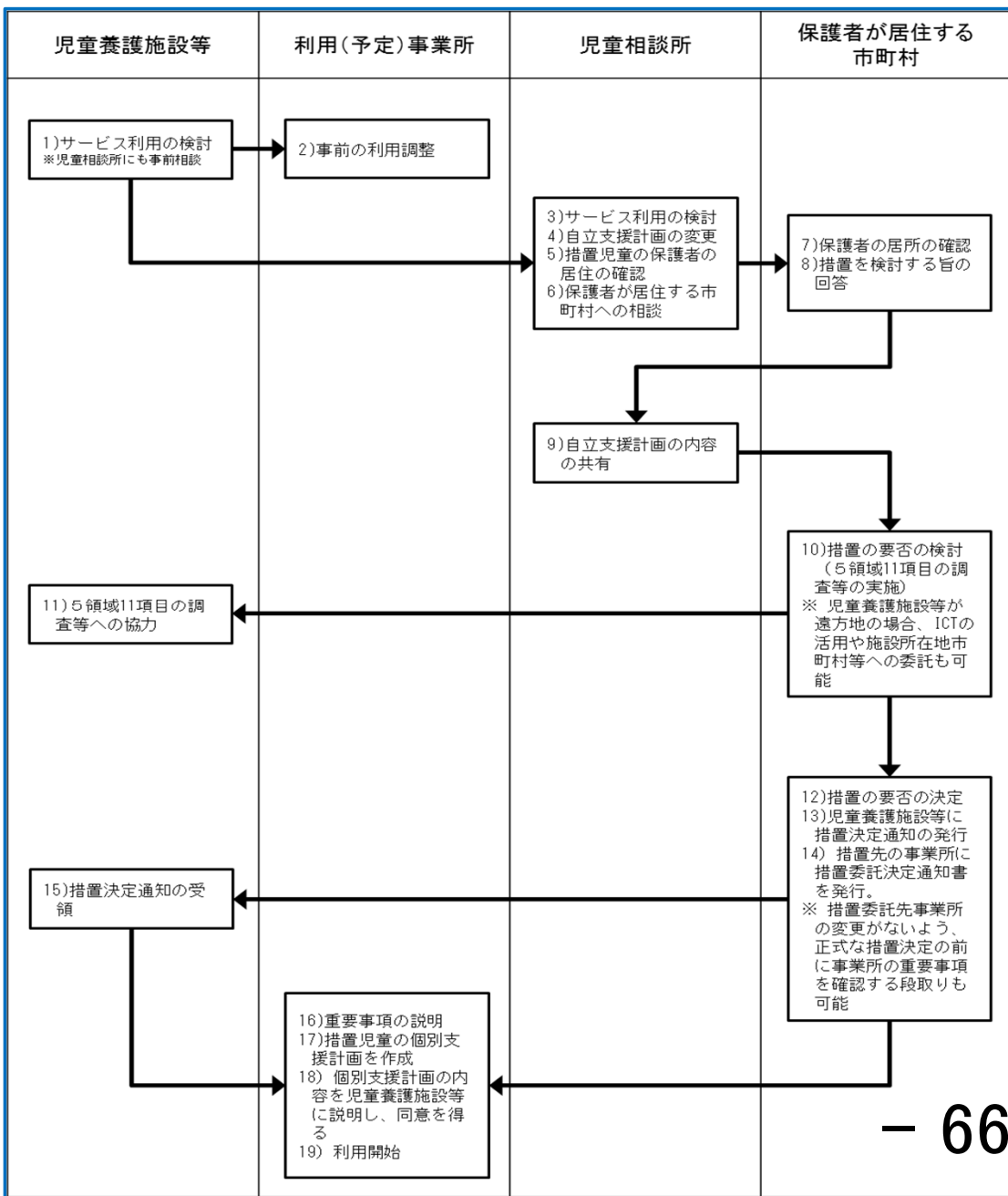
支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



措置児童の保育所等訪問支援等の利用手続きのフローチャート・費用徴収について

児童養護施設等に入所する措置児童へのやむを得ない措置のフローチャート(※)



保育所等訪問支援等の費用徴収

措置児童がやむを得ない事由による措置により保育所等訪問支援等を利用する際には、児童養護施設等や保護者に保育所等訪問支援に関する利用者負担は生じない(費用徴収は免除)。

(通知)

- 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日児家第50号)
各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・児童家庭局家庭福祉課・保育課連名 通知

■ 7-ウ 費用の徴収

- ① 児童養護施設入所に係る費用徴収
児童養護施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

- ② 障害児通所支援に係る費用徴収
徴収を免除する。

(※)利用フローやその他の手続きの詳細は「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領」(*)を参照。

(*)令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領及び障害児を受け入れる乳児院及び児童養護施設における保育所等訪問支援の積極的な活用について(周知のお願い)」